

# 高額療養費制度のご案内

★ 高額療養費制度とは、ひと月に医療機関に支払った医療費が定められた上限額を超えた場合、本人の申請によって超えた金額が払い戻される制度です。定められた上限額とは、個人や世帯の所得に応じて決まっています。入院をする前に申請をしていただくことで、退院時に窓口で支払う医療費は、高額療養費制度が適用となった金額となるため、一定額のお支払いで済み多額の現金をお支払いいただく必要がなくなります。

70歳以上の方は自動で上限額が設定されますが、所得に応じて申請が必要な場合がございます。

★ 以下のいずれかの方法で高額療養費制度を利用することが可能です

## マイナ保険証をお持ちの方



マイナ保険証をお持ちの方は、申請を行わなくても高額療養費制度を利用することが可能です。

- ◆ マイナンバーカードの電子証明期間は事前にご確認ください。
- ◆ 自衛官・船員の保険の方は、マイナ保険証をお持ちでも高額療養費制度が利用出来ないケースが稀にございますので、保険者にご確認ください。
- ◆ 入院時にマイナンバーカードを持参される方は、入院中の保管にご注意ください。院内での紛失・盗難に関しては、当院では一切責任を負いかねます。

## マイナ保険証をお持ちでない方



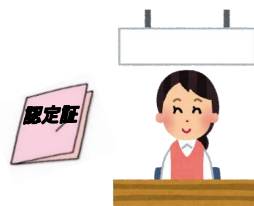
マイナ保険証をお持ちでない方は、病院のオンライン資格確認等システムを用いて、高額療養費制度を利用することが可能です。

オンライン資格確認とは、ご本人の同意により病院のシステムから加入している保険者に対して公的医療保険（以下、健康保険証をいう）の資格情報をオンラインで取得出来る仕組みです。

- ◆ 同意書に署名が必要となります。

★ 70歳未満の方は、以下の方法でも利用することが可能です

## 限度額適用認定証をお持ちの方

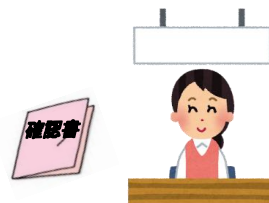


限度額適用認定証をお持ちの方は、入院時に『入退院受付』の窓口にご提示ください。

- ◆ 限度額適用認定証の交付を申請される場合は、加入している保険者（役所、協会けんぽ、健康保険組合など）で申請を行ってください。限度額適用認定証の交付には日数を要しますので、必ず入院前に申請手続きを行ってください。

★ 70歳以上の方は、以下の方法でも利用することが可能です

## 資格確認書をお持ちの方



資格確認書での受付をご希望の方は、入院時に『入退院受付』の窓口にご提示ください。

- ◆ 非課税世帯の方は資格確認書の「限度区分」に区分Ⅰまたは区分Ⅱと記載されています。事前にご確認の上でご提示をお願いいたします。

★70歳未満の方の医療費の上限額（自己負担限度額）は・・・

所得区分		ひと月あたりの自己負担限度額	食事代・病衣代（1日）
ア	年収約 1,160万円～	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	約 1,610円
イ	年収約 770～1,160万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	約 1,610円
ウ	年収約 370～770万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	約 1,610円
エ	～年収約 370万円	57,600円	約 1,610円
オ	住民税非課税	35,400円	約 800円

★70歳以上の方の医療費の上限額（自己負担限度額）は・・・

所得区分		ひと月あたりの自己負担限度額	食事代・病衣代（1日）
現役Ⅲ	年収約 1,160万円～	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	約 1,610円
現役Ⅱ	年収約 770～1,160万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	約 1,610円
現役Ⅰ	年収約 370～770万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	約 1,610円
一般	～年収約 370万円	57,600円	約 1,610円
区分Ⅱ	住民税非課税世帯	24,600円	約 800円
区分Ⅰ	住民税非課税世帯	15,000円	約 410円

※ 個室料（差額室料）・文書料等は、高額療養費制度の対象になりません。

★入院費の支払いについて

- 退院時には、一切の入院料金等のお支払いをお済ませください。
- 土・日・祝日は、対応しておりません。  
退院日、直前の平日、午後14時頃に請求書をお手元にお届け致します。
- 支払い時間

平日：午前9時00分～午後16時00分

☆ ご不明な点がございましたら、1階『医療相談』5番窓口まで、お尋ね下さい☆



医療法人社団 我友会(わじょかい)  

**えにわ病院**

TEL (0123) 33-2333